

平成26年度食品110番受付状況について

長崎県食品安全・消費生活課

県民の方からの食品表示全般及び食品衛生等に関する苦情・相談・照会を受け付ける直通電話 食品110番（フリーダイヤル 0120-492574〈ショクジコナシ〉）を設置しています。平成26年度の受付状況を取りまとめたのでお知らせします。

1 受付状況

（1）情報提供件数

25件（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

食 品 分 類					
食肉卵	水産物	野菜・米果物	加工品	その他	合 計
3	1	4	6	11	25

情 報 区 分					
表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	合 計
15	1	0	1	8	25

関 係 法 に よ る 分 類				
食品衛生法	JAS法	景品表示法	その他	合 計
5	17	1	2	25

結 果		
調 査		問 合 せ 等
指導あり	指導なし	
11	6	7

調査中：1件

2 主な情報提供及び対応内容

疑 問 点	対 応 ・ 処 理 内 容
<p>キントキダイをキンメダイと表示して販売していた。店に確認すると販売しているのはキントキダイで他の店も同じであると説明された。</p>	<p>魚介類の名称は「魚介類の名称のガイドライン」にそって標準和名（種別）で表示することになっています。標準和名がない種については、広く一般的に使用されている地方名で表示することになっており、キントキダイは標準和名がなく、地方名でアカメ、キンメ、キントキダイ等と呼ばれておりキンメダイの表示は適正であることを説明しました。店側に今回のような魚介類の名称の問い合わせがあった場合は適切に説明するよう指導しました。</p> <p>.....</p>

<p>もやしの袋に「消費期限 別途記載」となっていたが別途記載されていない。消費期限の記載が必要ではないか。</p>	<p>もやしは生鮮食品に属し、生鮮食品の必要な表示事項は「名称」と「原産地」の2点です。消費期限は製造業者の任意で表示されていることを説明しました。</p>
<p>どら焼きの商品の袋の表示に保存温度 - 15 以下で保存、賞味期限は枠外記載とあるが記載がなく、ロット番号のような番号が記載されている。</p>	<p>調査の結果、対象となりました商品はどら焼きを詰め合わせたものの一つと思われますが、詰め合わせた外装には一括表示がされており、賞味期限は「枠外左に記載」と記載されたうえでシールで記載がされていました。どら焼きの個包装には賞味期限は枠外記載となって実際の表示はありませんでした。</p> <p>食品表示は、容器包装をあけないでも見ることができるよう記載することになっていることから外箱に表示がされていれば違反であるということにはなりません。長期保存ができる商品の場合、外装の食品表示をその間保存されているとは考えにくいため、個包装にも賞味期限を記載することが望ましいと指導しました。</p>
<p>食品の賞味期限について、法律で販売業者は賞味期限の何日前までに店頭から撤去しなければならないとの規定はないのか。</p>	<p>法令には、賞味期限の撤去に関する規定がないこと、製造者、販売業者、消費者が製造してから賞味期限までの期間を均等に分け合うという考え方に基づいた「1/3 ルール」という考え方がありますが、法的な位置づけはなく任意で行なわれているもので、納入期限、販売期限を1/3 ルールに基づいて設定する義務がないことを説明しました。</p>